

蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の一層の振興を図るため、東三河広域経済連合会が実施する「ものづくり博」事業に対し、蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金（以下「補助金」という。）を令和4年度予算の範囲内において交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費については、次のとおりとする。

補助対象者	東三河広域経済連合会	
補助対象事業	ものづくり博	
補助対象経費	事業費	会場使用料、会場設備費、会場管理費、広告宣伝費、講師謝礼、その他事業の実施に要する経費
	事務費	印刷費、通信費、会議費、その他事業の実施に係る事務に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、20万円を上限額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条の規定による交付の申請は、令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、市長が定める必要書類を添えて、ものづくり博開催日の30日前までに提出しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第6条 前条の規定による決定の通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金事業^{中止}_{廃止}承認申請書（第3号様式。以下「中止廃止承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

- 2 補助対象事業の中止又は廃止の時期が交付決定日以前である場合には、中止廃止承認申請書の受理をもって、前項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。
(交付申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定による交付申請の取下げは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金事業実績報告書(第4号様式)によるものとする。

- 2 前項の報告書は、ものづくり博が終了した日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 規則第14条の規定による確定の通知は、令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金確定通知書(第5号様式)によるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、その金額が確定した後に行うものとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(変更決定通知)

第11条 規則第18条の規定による変更決定の通知は、令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付変更決定通知書(第6号様式)によるものとする。

(帳簿等の備付)

第12条 交付決定者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて、当該補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第4条関係）

令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

団体名

申請者 代表者・氏名

事務担当者名

連絡先

蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額
金 円
交付申請額の算出基礎
補助対象事業の目的及び内容
事業実施予定期間
年 月 日から 年 月 日まで
備考

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 補助対象事業に係る収支予算書
- 3 団体の概要及び役員名簿
- 4 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付決定通知書

蒲 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者・氏名

年 月 日付けで交付申請のあった令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので、蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

蒲郡市長

印

記

交付決定額

金 円

交付の条件

- 1 補助対象事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- 2 補助対象事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助金を補助対象事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 4 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第3号様式（第6条関係）

令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金事業 中止
廃止 承認申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

所 在 地

団 体 名

申請者 代表者・氏名

事務担当者名

連 絡 先

年 月 日付け（蒲 第 号）で交付決定のありました

事業を下記のとおり 中止
廃止 したいので、蒲郡市

東三河ものづくり博事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 中止
廃止 しようとする補助金の申請額

金 円

- 2 中止
廃止 しようとする理由

*当該事業の廃止(中止)について議決した総会議事録(写)を添付すること。

第4号様式（第8条関係）

令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金事業実績報告書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

団体名

申請者 代表者・氏名

事務担当者名

連絡先

年 月 日付け（蒲 第 号）で交付決定を受けた令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金について、蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付要綱第8条により、下記のとおり報告します。

記

交付決定額	金	円
精算額	金	円
補助対象事業の内容及び成果		
事業実施期間	年 月 日から	年 月 日まで
備考		

添付書類

- 1 補助対象事業に係る事業実績書
- 2 補助対象事業に係る収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第9条関係）

令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金確定通知書

蒲 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者・氏名

年 月 日付けで実績報告のあった令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

蒲郡市長

印

記

補助金の確定額

金

円

第6号様式（第11条関係）

令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付変更決定通知書

蒲 第 号

所 在 地

団 体 名

代表者・氏名

年 月 日付け（蒲 第 号）で通知した令和4年度蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金に係る交付決定を、下記のとおり変更しましたので、蒲郡市東三河ものづくり博事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

蒲郡市長

印

記

1 変更の事項

2 変更の理由